

4.2 法律4/1994年

現在の環境庁の活動を規定する法律4/1994年(法律法)は、以前の環境関連法に取って代わる法律ではなく、これまでの法律を補完すると共に、法律間の不整合(ギャップ)を正すものである。また、法律4/1994年及びその施行規制(1995年)は、既存の法律とのコンフリクトを避けるために、大気汚染や有害物質に対する規制、海洋への排水規制などの分野において、EEAAの役割や責務を定義しているが、既存の法律、規則については、既存官庁の監督のままである。

法律4/1994年の重点は次のとおりである：

- EEAAが環境分野に関する最高機関であると再確認
- 新規プロジェクトに対するEIAの提出義務、そのEIAの最終認証機関としての位置付けを規定
- 立ち入り検査および法執行の権限を付与
- EEAAに対し、環境基金の設置および環境保全のための経済的インセンティブ設定を義務付け
- これまでの環境関連法(大気汚染、騒音問題、海洋環境への産業/都市汚水の排水、有害廃棄物、衛生的埋立などに関する)に存在していた不整合性の解消
- 違反時の罰金/ペナルティを大幅に増大

以下に法律4/1994年が定めるEEAAの責務を示す。

- 環境保護に関する法令の立案、提案された法案に対する意見の提示
- 環境の現状に関する調査の実施、環境保護を推進するプロジェクトを含んだ国家計画の策定、関連予算案の準備、都市部の環境マップ/新規開拓地域の計画・条件の設定、古くからの地域の開発計画の条件設定
- 新規事業の提案者が、プロジェクトの建設前から運転中まで、守るべき条件等の設定
- 事業者に対して法令が遵守されているか現地調査(フォローアップ)を実施し、違反者に対しては法令に定める手続きを開始
- プロジェクトにおける環境影響を評価する原則、手続きを規定
- 環境研修の計画及びその実施
- 環境保護及び推進の予算案の立案
- 公害防止に向けた経済的メカニズムの導入
- 国際協力省と協力し、ドナー機関・諸外国によるプロジェクトが環境へ考慮していることを担保

法律4/1994年の課題としては、同法律の条項が、半分以上が海洋環境についてであり、また、策定に参加したスタッフの特定のニーズ/熟度に合わせて立案された為、バランスを欠いた法律となっていることが指摘できる。更に、EEAAに対して十分な

権限を与えていない。つまり、査察（Inspection）を実施する権限は従来のセクター省庁が保持しており、また、法令違反の場合の法的手段を行う権限も EEAA には与えられていない²。法律 4/1994 年によると、EEAA は従来どおりの法的手段を踏むこととなっている。つまり、警察への通報、検察への提示、更なる行動が必要な場合は裁判所に持ち込む必要がある。

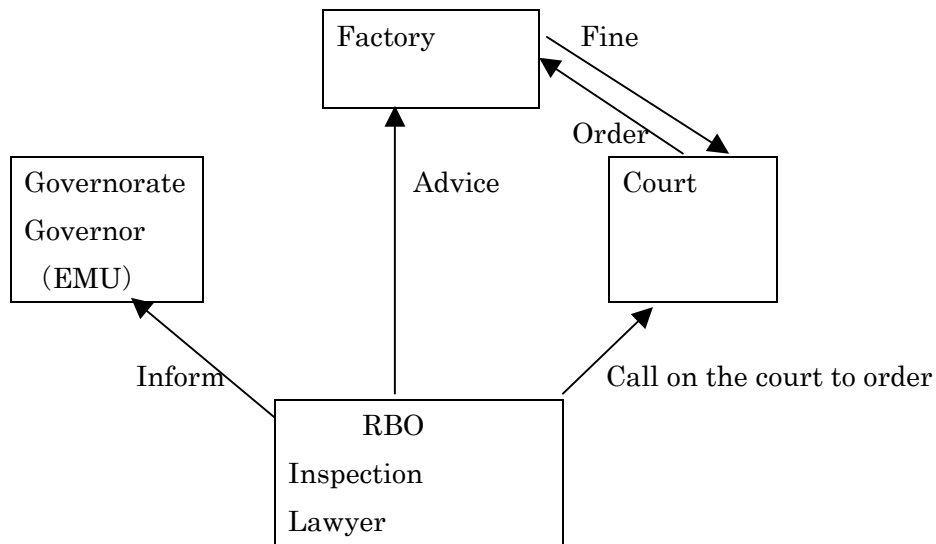


図 4.2: EEAA による法律 4/1994 年の Enforcement の流れ

4.3 環境行政の複雑性

色々な官庁が環境の分野を管轄しており、これに伴う法、規制などは当然ながら、担当官庁が策定、公布してきたため、法令間において多くのギャップが存在することとなった。図 4.3 に現在の環境分野毎の担当省庁を示す。

また、表 4.1 に既存の環境関連法を示す。

² 罰則を科す又は改善命令を出す為には裁判所に持ち込まなくてはならない。